

議第 1 1 号

高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

新たに整備した施設を供用開始するため改正しようとする。

高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
乗鞍山麓五色ヶ原の森カモシカコース歩道の項（略）		乗鞍山麓五色ヶ原の森カモシカコース歩道の項（略）	
乗鞍山麓五色ヶ原の森シラビソコース歩道	起点 高山市丹生川町岩井谷 横手 終点 高山市丹生川町岩井谷 横手	乗鞍山麓五色ヶ原の森シラビソコース歩道	起点 高山市丹生川町岩井谷 横手 終点 高山市丹生川町岩井谷 横手
烏帽子小屋の項～岩魚見小屋の項（略）		烏帽子小屋の項～岩魚見小屋の項（略）	
シラビソ小屋	高山市丹生川町岩井谷1208番地	シラビソ小屋	高山市丹生川町岩井谷1208番地
五色ヶ原の森案内センターの項（略）		五色ヶ原の森案内センターの項（略）	
		乗鞍山麓五色ヶ原の森ゴスワラコース歩道	起点 高山市丹生川町岩井谷 細豊 終点 高山市丹生川町岩井谷 細豊
		仙人小屋	高山市丹生川町岩井谷1206番地

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者に管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前に行うことができる。